

総務文教委員会記録

○開催日時

平成29年6月30日 午前9時59分～午後2時14分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	帶田裕達	委員	徳永武次
副委員長	坂口健太	委員	橋口芳
委員	上野一誠	委員	松澤力
委員	永山伸一		

○その他議員（2人）

議員	持原秀行	議員	森満晃
----	------	----	-----

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	通信指令課長	角島栄
総務課長	平原一洋	教育部長	宮里敏郎
秘書室長	鬼塚雅之	教育総務課長	小原雅彦
文書法制室長	川畑央	学校施設整備室長	上口憲一
財政課長	今井功司	学校教育課長	熊野賢一
財産活用推進課長	橋口堅	社会教育課長	十島輝久
税務課長	道場益男	課長代理	古川誠
収納課長	有村辰也	文化課長	永里博己
契約検査課長	南忠幸	少年自然の家所長	峯満彦
危機管理監	中村真	中央図書館長	本野啓三
防災安全課長	寺田和一		
原子力安全対策室長	祁答院欣尚		
会計課長	脇園和文	選挙管理委員会事務局長	森園一春
消防局長	新盛和久	監査事務局長	火野坂博行
次長兼警防課長	福山忠雄		
消防総務課長	鶴屋豊文		
予防課長	永田稔	議会事務局長	田上正洋
		議事調査課長	砂岳隆一
		主幹兼議事グループ長	久米道秋

○事務局職員

議会事務局長	田上正洋	主幹兼議事グループ長	久米道秋
--------	------	------------	------

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第93号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
(所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
議案第93号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
議案第85号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第93号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための、2018年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情 (所管事務調査)	少 年 自 然 の 家 教 育 総 務 課 学 校 施 設 整 備 室 学 校 教 育 課
議案第93号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第83号 薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	秘 書 室 文 書 法 制 室
議案第93号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願 (所管事務調査)	財 政 課
議案第93号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 产 活 用 推 進 課
議案第84号 薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	税 务 課 收 納 課
(所管事務調査)	契 約 檢 查 課
議案第93号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
(所管事務調査)	選 举 管 理 委 員 会 事 務 局
	会 計 課
	監 査 事 務 局
	公 平 委 員 会 事 務 局
	議 事 調 査 課

△開　会

○委員長（帶田裕達）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

なお、本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において隨時許可します。

△消防局の審査

○委員長（帶田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第93号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帶田裕達）まず、議案第93号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）改めまして、おはようございます。消防総務課でございます。

それでは、議案第93号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。

薩摩川内市各会計予算に関する説明書（第1回補正）を御準備ください。

初めに、歳出から御説明申し上げますので、26ページをお開きください。

9款1項消防費、4目非常備消防施設費では、補正額7,028万7,000円の増額で、内容といたしまして、右側説明欄になりますが、非常備消防施設費の事項で、里分団車庫詰所新築工事費6,140万円のほか工事に伴う普通旅費、手数料、給水負担金、補償金を措置したほか、非常備消防車両等購入費の事項で、甑島地域の消防団に配備しております、小型動力ポンプミニ積載車2台の更新に伴う備品購入費776万円のほか、備品購入に伴う普通旅費、無線の載せかえ手数料等を措置したところでございます。

また、この事業は県の特定離島ふるさとおこし推進事業による内示を受けて、事業の予算計上を行ったものでございます。

続きまして、歳入について、御説明申し上げますので、10ページをお開きください。

16款県支出金、2項県補助金、7目消防費補助金5,532万8,000円で、これは、先ほど申し上げましたが、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補助率は10分の8でございます。

以上で、消防局所管に係る説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（帶田裕達）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）本提案については、全く異議はないんですけれども、現状をちょっと教えてください。今回、里の非常備消防施設、また車両の甑島のその配置がされる中で、今後、必要とされるその施設の整備あるいは車両。甑に向けて、何かそういう考え方方が、これで十分、ほかのところはあるのか、いいのかどうか、ちょっと状況を教えてくれませんか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）ただいまの御質問でございますが、甑島地域の消防団に関しまして、今回は里分団の車庫詰所の新築ということで、里は北部・中部・南部、三部の部がありました。これを統合しまして、1カ所でいたします。里分団はもう1カ所ということになります。あと上甑のほうになりますけれども、今現在、上甑中央であつたりとか、あるいは江石、あるいは浦内というところを今、詰所を整備しております。あと残りますのが、平良を予定しているところでございますけれども、まだ年度等は不明でございます。

また、下甑地域におきましては、本年度の当初予算で片野浦の岡と浜田地区に詰所を統合するということで、今回当初予算で設計、それから地質調査の予算を計上し、承認いただいたところでございます。

あとそのほかの分団につきましては、現状、今のところ、整備というか、ちゃんとなっているということで認識しております。

また、車両につきましても、車両の更新計画によりまして、年次的に整備しておりますが、今のところこれが減っていくとかということはござい

ません。今のところ現状でやっているところでございます。

○委員（上野一誠）ありがとうございました。

そこで今回、新たに雇用された、採用された職員が6名ということになりますね。そうしたときに、ちょっと若干所管事務に係っていくのは申しわけない。関連します。

あとはこの今の体制的には、瓶には増員になったと思うんですけども、その関わりからいうと、その配置計画は問題なく、今後こうしなきゃいけないというのではありませんか。

○消防局長（新盛和久） 職員の配置についてのお尋ねでございますが、昨年4月1日から従来5名体制を6名体制にいたしました。それぞれ上・下6名ずつでございます。変えたのが、それぞれ1名宿直体制という部分でやっておりました。救急・火災等が発生した場合に、招集をかけて集まってから出るという体制を2名宿直体制にして、とりあえず2名で即時対応して、1名は現地で合流するという体制に変えたところであります。

この6名で今後いいのかというような内容だというふうに思いますけれども、現状においては、6名でやっていこうというふうに思っておりますけれども、これから瓶島の橋がかかって、一つになるわけでありますけれども、またそういう段階において、検討する事項ではあるんだろうというふうに考えております。しかし、現状においては、6名体制でいこうというふうに考えております。

○委員長（帶田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帶田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○次長兼警防課長（福山忠雄） それでは、私のほうから所管事務につきまして、一括して御説明申し上げます。

委員会資料を御準備してください。1ページでございますが、1の一般消防協力者表彰について、本年3月4日に城上町で発生しました人命救助に係る事案で、自宅庭の車内で意識消失し心肺停止状態になった73歳の男性に対し、付近の住民の方々が連携して心肺蘇生及び119番通報等を行い、救急隊到着後に心拍が再開し、入院から約2カ月半後の5月19日に無事に退院し社会復帰された事案でございます。

下段2の職員研修について、(1)の職員の派遣研修は、本年4月から、職員のスキルアップと組織力の向上及び消防本部間の連携強化を目的に、横浜市消防局予防部指導課に1年間の予定で派遣いたしております。この研修につきましては、今後も引き続き実施していく予定であります。

資料は2ページになります。

(2)の本年度の新規採用職員でございます。本年度6名の職員を採用しましたが、そのうち2名が平成10年以来、19年ぶりに採用しました女性消防職員で、今現在、4月10日から9月28日まで、172日間の予定で消防学校初任科に入校中でございます。

なお、現在、女性消防職員は3名になりますが、総務省消防庁の「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」で示されました数値目標は、本市消防局では、3.2%、約5人程度となっているところでございます。

(3)の鹿児島県消防職員意見発表会は、県内消防本部の代表20人が出場し、開催されました。本市から出場しました消防総務課の中間ゆかり消防士長は、わずかの差でございましたが、2位に相当する優秀賞を受賞いたしております。

3の防災研修センターの利用状況について、開館から6月15日現在で、2万438人の方々に利用いただいております。来庁された方々の市内外及び年代別は資料に記載のとおりでございます。

今後も引き続き、周知広報に努めまして、防災研修センターを積極的に活用していただき、市民の方々の防火・防災意識の高揚を図ってまいります。

資料は3ページになります。

4の自主防災組織等の訓練状況について、3月から6月までに17の地域・自治会で、671人の方々が参加し実施されております。

続きまして、4ページになります。

5の各消防署の見学について、小学校の社会科見学の20校を初め、863人の方々が、各署に見学に訪れているところでございます。

次の6、各種訓練等について、(1)の水防工法研修会は、梅雨入り前に各種水防工法について図上及び実技研修を中央消防署で実施いたしました。

(2)の泡放出訓練は、石油コンビナート等の危険物火災に的確に対応するために、西部消防署及び南部分署合同で実際に消火薬剤を使用した泡放出訓練を実施いたしております。

(3)の舟艇訓練は、舟艇の航行訓練と潜水隊との合同で水難救助訓練を川内川で実施いたしております。

次は、6ページになります。

7の消防救助技術指導会について、平成27年は口永良部島の新岳の爆発噴火に伴い、大会は競技途中で中止、平成28年は熊本地震の発生に伴い、九州地区及び鹿児島県の消防救助技術指導会が中止となり、本年3年ぶりの開催となりました指導会には、本市からは7種目、延べ41人の隊員が参加いたしました。

県指導会の結果は、団体種目の障害突破の部で上川畑チームが県の第1位となりまして、6月30日、本日でございますが、沖縄県の消防学校で開催されております全国大会の選考を兼ねました九州地区消防救助技術指導会に出場しております。この大会で上位3チームに入ると、全国大会にまた出場するということになります。あわせまして、個人種目では、はしご登はんの部で県1位となりました下村消防士が、8月に宮城県で開催されます全国大会に出場予定でございます。

下の8の防火水槽有蓋化工事について、転落事故等のおそれのある無蓋の防火水槽の有蓋化事業を、平成17年から実施してまいりましたが、平成28年度で該当いたします防火水槽の工事が完了いたしたところでございます。

次は、7ページになります。

9の消防団の活動状況等について、(1)の新入団員研修ですが、4月1日付で入団いたしました40人の新入団員に対し、消防団員として必要な基礎教育及び規律訓練等を記載のとおり、3会場で35人が参加し実施いたしました。

なお、当日参加できなかった団員は、年度途中の新入団員とあわせて改めて実施する予定であります。

(2)の消防団協力事業所訪問は、消防団員を3人以上雇用している市内の79事業所へ消防局長及び消防団長が直接出向き、消防団活動への一層の理解と協力についてお願ひいたしました。6月1日には本土地域の一部を、6日から7日にかけて甑島地域を実施しております。

資料は、8ページになります。

(3)の消防団員活動ですが、アは、6月4日開催されました第12回薩摩川内市芸能祭で薩摩川内火けし保存会の木遣り隊がオープニングで木遣り歌を披露いたしました。

イは、薩摩川内市消防団活動活性化等委員会より提案されました事業となります、団員等の親睦を目的としてスポーツ大会を6月11日にサンアリーナせんだいで開催いたしたところでございます。

続きまして、9ページになります。

10の火災、救急の発生状況について、5月末現在の状況を御説明申し上げます。

(1)の表になりますが、5月末現在、火災は36件発生し、対前年と比較し18件の増、火災損害額は1,782万9,000円で1,719万1,000円の増、救急は1,809件で対前年と同数となっております。

(1)の右側の小さい表になりますが、火災の死者が3名で、いずれもごみ焼き・枯れ草焼き等の着衣着火により亡くなられているところでございます。

地域別・月別の火災、救急の状況は記載のとおりでございます。

なお、火災の種別では、昨年と比較し、建物火災が3件、林野火災が4件、その他火災に至っては9件といずれも増加しております。

また、建物火災のうち半焼以上の炎上火災が昨年と比較し、2件増加しており、火災損害額の増につながっております。

救急の種別では、わずかではございますが、急病が増加し、一般負傷、転院搬送が減少しているところでございます。

また、熱中症の関係につきましては、気候の関係もございますが、5月末までで5件、5名を搬

送しているところでございます。

以上で、消防局の所管事務の説明を終わります。
よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（帶田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、消防局を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

~~~~~

午前10時15分休憩

~~~~~

午前10時17分開議

~~~~~

○委員長（帶田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △社会教育課の審査

○委員長（帶田裕達）次は、社会教育課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帶田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○社会教育課長（十島輝久）それでは、総務文教委員会資料の1ページをお開きください。

社会教育課の所管事務でございます。

まず1点目、平成29年度の青少年フレッシュ体験事業について、説明いたします。

目的でございますが、川内まごころ文学館と、北海道のニセコ町の有島記念館とが、平成16年に姉妹館盟約を結んでいることから、青少年による文化交流・体験活動を継続実施しているものでございます。

今回は、ニセコ町からの受け入れで、日程は、7月27日から31日まで、川内まごころ文学館での学習交流、甑島での児童・生徒との交流活動、

観光船かのこ乗船、名所めぐりなどを計画しております。引率者4名と団員22名を今回受け入れる予定でございます。

次に、2点目の少年なやみ相談について、少年愛護センターでは、中央公民館内に相談室を設け、青少年の悩みを来所や電話、メールで受け付けております。また、少年なやみカード1万1,000枚を市内全ての小・中学生、高校生に配布をしているところでございます。

米印でございますが、平成29年度は、電話相談受け付けを延長し、相談しやすい体制をつくりました。

下のほうにありますとおり、これまでの受け付け時間8時半から17時15分までを、6月1日から電話相談に限り、夜9時まで延長をしております。右下が、少年なやみ相談カードでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（帶田裕達）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（坂口健太）少年なやみ相談についてなんですかでも、時間が広がったということで非常にいいことだと思うんですけども、なかなか電話で問い合わせをする方々、難しい人っていると思うんですね。メールがあると思うんですけども、今やっぱり中学生とか高校生では、ラインとかいろいろあると思うので、その辺の窓口を広げるお考えがないのかと。

その辺の対応が難しい場合に、メールでアクセスというか、送りやすいようにQRコード等をこのチラシなんかに入れてくださるとよりいいのかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○社会教育課長（十島輝久）メールについては、パソコンのほうでメールの受け付けもやっておりますので、そちらを利用していただければと思います。

これまで5時15分までということで、子どもがどうしても夜一人になったときに、一人で考えているときに少しでも時間を延長したほうが、窓口が広がるのかなということで9時までしております。メールはもう常時受け付けますので、そ

いう対応を今後もしていきたいと考えております。

○委員（徳永武次） 今、この悩み相談なんですが、平成28年度でどのくらい受付件数はあるんですか。

○社会教育課長（十島輝久） 非常に少ないんですが、10件でございました。

ただ、本年度につきましては、窓口延長をした関係で6月、当然カードを配ってすぐでしたので、4件ほど今6月だけで来ております。

○委員（徳永武次） 今、数字を聞きますと、効果があるものかなと思っておるところでございます。年齢的には中学生が多いんですか、高校生が多いんですか。

○社会教育課長（十島輝久） いたずら電話とか、そういうものもあるんですが、相談で来たので、6月に4件来ているのは、幼稚園児が母親と一緒に電話をしたケースと、小学4年生の女の子、友人関係でということでございます。それと高2の女生徒が進路関係で悩んでいるということで相談に来たのと、もう1件は、母親からちょっと悩み相談についての要望があった、その4件が6月には来ております。

○委員（徳永武次） 1万1,000枚という発行枚数があるんですけれども、これはもう小学校から高校までですか。

○課長代理（古川 誠） 小中高校まで、全校、児童・生徒にお配りしています。

○委員長（帶田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達） 質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。

御苦労さまでした。

---

#### △中央図書館の審査

○委員長（帶田裕達） 次は、中央図書館の審査に入ります。

---

#### △議案第93号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帶田裕達） まず、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野啓三） 中央図書館でございます。

それでは、議案第93号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明いたします。

今回の補正是、平成12年から毎年いただいております薩摩川内ロータリークラブ様からの図書購入に対する寄付金5万円と、甑島地域を巡回している移動図書館の更新費について、予算措置するものでございます。

初めに、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の28ページをお開きください。

下段になります。10款5項4目図書館費は、補正額1,125万4,000円を増額するもので、内容としまして、右側説明欄の図書館管理費のうち、備品購入費では、冒頭で説明いたしました薩摩川内ロータリークラブからの寄付金5万円を図書購入に充て、また、甑島地域で巡回図書館サービスを提供している移動図書館車が塩害や老朽化により、車体の傷みが激しいため、特定離島ふるさとおこし推進事業を活用し、新たに購入しようとするものであります。

なお、手数料につきましては、その際に係る配車手数料でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、予算に関する説明書の11ページをお開きください。

16款2項8目教育費補助金、4節社会教育費補助金のうち、中央図書館分は783万7,000円で、先ほど歳出で申し上げました移動図書館車の更新に係る特定ふるさとおこし推進事業補助金であります。

なお、補助率は、10分の7でございます。

次に、予算に関する説明書の12ページをお開きください。

18款1項8目教育費、寄付金のうちの図書館費寄付金5万円で、薩摩川内ロータリークラブからの寄付金でございます。

同クラブからのこれまでの御寄付は、平成12年にクラブ創立20周年記念として、100万円の御寄付をいただきましてから、今年度まで累計すると215万円となっており、このありがたい净財をもとに、毎年利用者の皆様に喜んでいただけるような図書を購入しております。

また、これまで購入した図書は、累計すると771冊となっており、主に中央図書館の2階に同クラブのコーナーを設置し、配架しておりますが、新刊として、購入後しばらくは窓口前に展示案内するなど、図書館利用の皆様に周知を図っているところでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（帶田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（永山伸一）備品購入で、移動図書館車を購入されるということです。非常にいいことだと思うんですが、更新されるということで、運行計画、上島、下島それぞれあると思うんですが、運行計画はどのようにになっているか、もしおわかりあれば、お願いします。

○中央図書館長（本野啓三）甑島地域は、毎月1回、一般コースとして7コース、28ステーションで運行しております。7コースということでございまして、7日間で運行しております、下甑地域を4日間、それから鹿島地域を1日ですね。それから移動図書館車を車ごと上島に渡しまして、上甑、里をそれぞれ1日ずつ、計7日間運行しております。

○委員（永山伸一）わかりました。せっかく新車を購入されたので、この運行もより移動図書館の利用率が上がる対策を、コースの見直しも含めて、せっかく新車になったわけですので、更新されたわけですので、利用率が上がる対策をまた講じていただければ幸いかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（徳永武次）非常にいいことだと思うんですけれども、どうなんですかね、今この新車購入と別に、この移動図書館というのは、どのぐらいの冊数をするんですか。積み込みをしているんですか。

それと、読みたい、希望の本とか、そういうのは前もって何かアンケートをとるとか、そういうことをされるんですか。

○中央図書館長（本野啓三）現在、甑島地域が1台、本土地域が2台で運行しております。大体本土地域のほうが、1,500から1,800冊を1台ずつ積んでおります。甑のほうが今現在が

1,500冊を積んでおります。

利用状況ですが、これがやはり図書離れというか、進んでおるということもありますし、子どもたちの学校の図書館が蔵書化も結構充実しているということなどあります。もう大分減ってはきておりますが、それでも27年度末で大体本土地域が4万冊弱ですね。それから甑が今が5,000冊弱ということに実績はなっております。

○委員長（帶田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（帶田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告がありますか。

○中央図書館長（本野啓三）特に今回ございません。

○委員長（帶田裕達）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。

御苦労さまでした。

#### △少年自然の家の審査

○委員長（帶田裕達）次は、少年自然の家の審査に入ります。

#### △所管事務調査

○委員長（帶田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦）少年自然の家でございます。よろしくお願いします。

所管事務に関する報告につきまして、総務文教

委員会資料の2ページをごらんください。

開所30周年記念事業・夏のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの旅」でございます。心豊かでたくましい薩摩川内ぼっけもんを育成すべく、夏休み期間中、8月3日から3泊4日、甑島を舞台に、小学5年生から高校3年生まで50人を定員として実施いたします。

甑島を舞台に事業を実施するようになって、こしとしで15回目となる夏のアドベンチャーでございます。今回は、上甑・中甑島をマウンテンバイクでめぐる旅となります。2日目には、建設中の薩摩瀬戸架橋が展望できる木の口展望所までの高低差約300メートルを一気に駆け上りますが、そこが旅の一番厳しいところになります。海水浴やシーカヤック・野外炊飯等の体験活動、またトンボロ・長目の浜・貝池、海鼠池など国定公園の観望、観光船かのこによるクルージング等を通して、薩摩川内市甑島のすばらしさを体感させ、ふるさとを愛する心情も養いたいと考えております。

入念なコース踏査や関連機関への協力依頼、職員間の綿密な打ち合わせなど、参加者の安全を最優先に考えた最終準備を万全に行い、本番に備えたいと考えております。

その他関連事業といたしまして、小学校3・4年生対象の「目指せ！未来のぼっけもん！キッズキャンプ」がございます。夏や冬のアドベンチャー事業へのステップアップの事業と位置づけております。

最後に、資料にはございませんが、本年度開所30周年を本所は迎えました。7月23日に記念式典を開催いたします。帶田委員長を初め、総務文教委員の議員の皆様にも御臨席を賜りたいと存じます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（帶田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

~~~~~

午前10時34分休憩

~~~~~

午前10時37分開議

~~~~~

○委員長（帶田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育課の審査

○委員長（帶田裕達）次は、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第85号 薩摩川内市幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帶田裕達）それでは、議案第85号薩摩川内市幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○学校教育課長（熊野賢一）それでは、議案第85号薩摩川内市幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案つづり85-1ページをお開きください。

提案理由にありますように、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の公布施行に伴い、市立幼稚園保育料の負担軽減措置を拡充するために改正するものでございます。

負担軽減措置の内容につきましては、議会資料で御説明いたします。教育部の議会資料1ページをお開きください。表紙の裏でございます。

1、条例改正の趣旨についてでございます。繰り返しになりますが、大きな趣旨としましては、国が法令を改正して進めています幼児教育の無償化に対応するため、市立幼稚園の保育料の負担軽減措置を拡充することでございます。あわせまして、これまで、保育料の基本額を幼稚園条例で、保育料の軽減措置を幼稚園保育料の減免に関する規則で別々に定めていましたが、幼稚園条例に一本化するために改正するものでございます。

2、保育料の負担軽減措置の内容でございます

が、まず、軽減措置の対象は市町村民税非課税世帯と年収約360万円未満世帯、つまり市町村民税所得割課税額7万7,101円未満世帯が対象になります。

軽減の具体的な内容としましては、中ほどの表をごらんください。左側が現行で、右側が条例改正後になります。29年度の負担軽減措置を御説明する前に現行の軽減措置の概要を説明いたします。

表の左上は保育料の基本額であり、条例で定めているものです。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税課税世帯の三つの階層に分けて、第何子につきましては、小学校3年以下を第1子として定めているものでございます。

その下の表が現行の軽減措置になります。今回同様、市町村民税非課税世帯と市町村民税所得割課税額7万7,101円未満世帯を対象にして、まず、小学校3年以下の子どものカウントを撤廃すること、ひとり親世帯や在宅障害者世帯等について第1子を半額、第2子を無償とするもので、保育料減免規則で定めていました。

今回の軽減措置につきましては、表の右側の太枠で囲んだ部分でございますが、(1)非課税世帯の第2子の現行月額1,000円を無償に、

(2)非課税世帯のひとり親世帯や在宅障害者世帯の第1子の現行額1,000円と同じく無償に、

(3)市町村民税所得割課税額7万7,101円未満世帯のひとり親世帯や在宅障害者世帯の第1子の現行額3,300円を2,100円に減額するものでございます。

冒頭申し上げましたが、保育料の基本額と軽減措置を条例に一本化して規定するよう改正案を作成しております。

3、負担軽減措置の適用につきましては、今回の条例改正議案を可決いただきましたら、本年4月の保育料にさかのぼって適用し、還付等の処理を進めたいと考えております。

なお、平成29年5月現在の市立幼稚園の園児数は376人ですが、そのうち軽減対象となる市町村民税非課税世帯と市町村民税所得割課税額7万7,101円未満世帯の園児はおよそ4割の146人と把握しております。そうのち、既に第3子で無償である園児が25人います。残りは121人となりますが、そのうち約半数の56人については、軽減や無償の措置があると見込んで

おります。

また、軽減による年間の影響額は、140万円程度と見込んでいるところでございます。

以上、議案第85号薩摩川内市幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願ひいたします。

○委員長（帶田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（永山伸一）子育て世代にとってはいいことですので、条例自体はいいんですが、この市が行う区分の認定、これが今回は条例に一本化するということですので、見やすくなつたと思うんですが、過去において、区分認定が間違っていた例があるわけですよね、実際ですね。それはもう過去のことですのでいいんですが、区分認定の際に、やはり、過去をちょっと確認してみると、担当任せの部分がやっぱりあったんじゃないかなと思うんです。やはりそこにはグループ長がいて、課長がいて、課長代理、課長ってやっぱり上司がいるわけで、そこの段階で気づくはずが気づいていないというのは、これは上司としてのやはり決裁、印鑑をつくわけですので、やっぱりその時点できちっと決裁すべきだと。特に、今回はこうやった動きが大きいですので、区分認定については、しっかりと上司も担当任せじゃなくて、上司もきちんと職務責任を果たしてほしいというのを、意見として申し上げておきます。

○学校教育課長（熊野賢一）今、委員がおっしゃいましたことは、もう心にとめてしっかりと適正に措置されるように努めていきたいと考えております。

○委員長（帶田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ
とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決
定しました。

△議案第93号 平成29年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（帶田裕達）次に、審査を一時中止して
おりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）教育総務課分につ
いて、御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の27ページをお開きくだ
さい。

歳出につきましては、10款教育費、1項教育
総務費、3目教育振興費、事項、漁村留学制度事
業費について、全体で33万8,000円減額する
もので、鹿島地域で実施しておりますウミネコ留
学制度事業に係る経費で、当初13名で計画して
いたものが、実質12名に確定いたしましたので、
留学生一人分に係る経費を減額補正するとともに、
県の特定離島ふるさとおこし推進事業への採択に
伴い、財源調整も行うものであります。

経費の主なものといたしましては、留学生里親
の経費、少額保険料を要する経費等であります。

続きまして、歳入であります。

予算に関する説明書の10ページをお開きくだ
さい。

16款2項8目1節教育総務費補助金の特定離
島ふるさとおこし推進事業補助金の412万
6,000円は、ウミネコ留学生対象者確定により
ます対象経費の補助金を受け入れようとするもの
であります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○学校教育課長（熊野賢一）それでは、学校教
育課に係る補正予算の歳出予算について御説明を
いたします。

平成29年度第1回補正予算に関する説明書の
29ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費、事項、給食セ
ンター施設設備整備費547万8,000円の増額
は、里及び下甑学校給食センターにおける真空冷

却機・冷凍冷蔵庫、衣類殺菌庫等の備品購入によ
るものであります。

なお、県の特定離島ふるさとおこし推進事業補
助金438万2,000円、80%補助の特定財源
となっております。

次に、歳入予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の11ページをお開きくだ
さい。

16款2項8目教育費補助金、事項、特定離島
ふるさとおこし推進事業補助金の438万
2,000円の県補助金でございます。

以上、学校教育課に係る平成29年度第1回補
正予算の説明を終わります。

よろしく御審査賜りますよう、お願ひいたします。

○委員長（帶田裕達）ただいま当局の説明があ
りましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△陳情第3号 教職員定数改善と義務教育
費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解
消を図るための、2018年度政府予算に
係る意見書の提出を求める陳情

○委員長（帶田裕達）次に、陳情第3号教職員
定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、
複式学級解消を図るための、2018年度政府予
算に係る意見書の提出を求める陳情を議題とし
ます。

陳情文書については、既に配付してありました
ので、朗読を省略します。（巻末に陳情文書表を
添付）

それでは、本陳情について、当局から何か補足
説明がありましたら、お願ひします。

○学校教育課長（熊野賢一）特に説明はありま
せん。

○委員長（帶田裕達）それでは、これより質疑
に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠） ちょっと当局にお尋ねしますが、毎年この陳情は提出はされるんですけれども、ひとつ3番のところで、複式学級の解消と。それで中段のところにも、やはり複式というのは公平さを欠く教育というような等々の、やっぱり複式に対することも入れてあるんですよね。しかしながら、本市においては、やはりそういう複式を実行しているという捉え方からすると、当局には、この文章をどのように解釈されますか。

○学校教育課長（熊野賢一） 現在、本市の小学校の約半数が複式学級を設置しております。複式学級というのは、一人の先生が二つの学年を担当するという状況でございますので、少人数のメリット、そういうのもありますが、やはり一人一人の子どもにかかる時間は少なくなるというデメリットもございます。これを解消するために、本市では学校再編というのも進めておりまし、また複式学級の教育が充実するよう、研修等も図っております。また、そっちのほうも進めていきたいなと考えているところでございます。

○委員（上野一誠） 事務局にお伺いします。昨年の陳情は、ここの部分、どうなっていたかな。

○議事調査課主幹兼議事グループ長（久米道秋） 昨年は、「統廃合による」といった文言がありまして、そのときは、一旦否決されました。その後、その部分を削除したものが出来まして、採択すべきものという結論が出ております。

○委員（上野一誠） たしかそこの文言のあれがあつたように覚えていると思うんですが、今の説明のとおりなんですかけれども、これをどう理解するかなんだけれども、陳情者、今、学校教育課長が言ったような議論からすると、やっぱり複式についてもしっかり向かい合いながら、また、統廃合も含めているんですけれども、どういうふうに解釈をすればいいのかな。3番のところ、あと1、2はそう問題はないと思うんだけれども、この3があるところがすごく気になりました。

○委員長（帶田裕達） 協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時49分休憩

~~~~~

午前10時58分開議

~~~~~

○委員長（帶田裕達） それでは、本会議に戻し

ます。

御質疑はありませんか。

○委員（上野一誠） 趣旨については取り扱い、ちょっとまだ違うけれども、一応理解を示しながら、議会、本市の状況を踏まえながら意見書において、また文言を整理して、それなりの意見書が上がればいいんじゃないかな。そういう取り扱いにしてはどうかな。

○委員長（帶田裕達） 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（帶田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達） 質疑はないと認めます。

それでは、質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達） 継続審査の声はありませんので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達） 御異議なしと認めます。

よって、本陳情は、採択すべきものと決定しました。

なお、意見書提出の発議については、後ほど協議しますので、御了承願います。

#### △所管事務調査

○委員長（帶田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○学校教育課長（熊野賢一） それでは、新学習指導要領について御説明をさせていただきたいと思います。

総務文教委員会資料の3ページをお開きください。ことし3月に新学習指導要領が告示されましたので、その概要について御説明したいと思います。

まず、学習指導要領とはどんなものかと申しますと、全国のどの地域でも一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学大臣が学校教育法に基づき定めた基準のことです、各学校はこれをもとに教育計画を作成しております。

次に、学習指導要領の改訂のサイクルですが、これまでおよそ10年ごとに改訂されてきております。今回の改訂は、今の子どもたちが大人になる2030年代を見据え、予測の難しい社会をたくましく生き抜くために必要となる資質、能力を育むことを目的としております。

実施につきましては、幼稚園が来年度から、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から、高校は平成34年度からとなっております。

ただし、道徳につきましては、小学校が来年度、平成30年度から、中学校は平成31年度からと先行実施されます。

今回の学習指導要領の主な変更点としましては、小学校の高学年に外国語科、英語科が、中学年に外国語活動が導入され、授業時間が35時間ふえるということでございます。また、道徳も教科となり、小学校では来年度から、中学校では再来年度から実施することになります。ことしは、小学校の道徳の教科書の採択の年となっており、現在、採択業務を進めているところでございます。

このように、今回の指導要領では、道徳や小学校英語の教科化など、これまでにないものが導入されております。教育委員会としましても、新学習指導要領が各学校でスムーズに実施できるよう、授業時間の確保や教師の指導力の向上など、準備を進めているところでございます。

以上で、新学習指導要領についての説明を終わりります。

よろしく御審査賜りますよう、お願ひいたします。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（永山伸一）学習指導要領については、そうですかというところですね。私はですね、学校再編について、その他の件でいいですかね。

これまで薩摩川内市は、学校再編計画に基づいて、統廃合をしてきてるんですが、1点ですね、

閉校式時の、自分も経験して思うんですが、閉校式ですよ。教育委員会主催の閉校式時の費用について、これについてちょっとお聞きします。

前任の部長、教育総務課長とは十分協議したんです。ただ、予算で上がってこないもんだから、改めてまたきょう、意見として申し上げたいんですが、閉校する学校については、地元と教育委員会と十分協議して、地元としても、もう学校を閉めるから何とかそのイベント的な形で、いろいろ名称は違うんでしょうけれども、惜別の会とか、学校を閉めるイベントをします。地元が一生懸命、地元は地元で協議しながら、教育委員会ともいろいろ連携をとりながら閉校式、あるいは惜別の会、記念碑の序幕とか、そういった一連のイベントをずっとどこもこれまでやってきてるんですが、教育委員会主催のその閉校式の費用が要るんですよね、やっぱり。横断幕であったり、閉校式。それから、式次第とか、そういう費用は、教育委員会でやっぱり見るべきじゃないかと言ったんですが、教育委員会は、「いや、これまで閉校したところ全部地元で見てもらっています」ということで、払ってないんですよ。そこはまた確認してみてください。去年言いましたので、もしかしたら払ったかもしれません。

そこら辺の考え方ですね、私はやっぱり地元の協議の中で、いいよという部分があればすけれども、やはり教育委員会主催の部分は、教育委員会で費用は見るべきじゃないかなというふうに思っています。そこら辺について、今度変わりましたので、部長も課長も。考え方があつたら、お示しいただきたいと思います。

○教育総務課長（小原雅彦）閉校式、式典そのものにつきましては、市が主催をいたしますので、式典に係る経費、閉校式の部分の式典に係る経費につきましては、市が直営で行いますので、市のほうで準備いたします。ですので、市が閉校式として支出する予算としては、看板代とか、そういったもの、本当に事務の消耗品程度で、市が主催しますので、行います。

ただ、惜別の会は、結局慰労というか、そういうのを含めて地元主催で行っておりますので、そちらに対しては、市のほうは支出は用意してございません。

○委員（永山伸一）そうなんですね、だから。で

すよね。どう考えてもそうですもんね。ただし、また確認してみてください。これまでずっと閉校してきてはいますので、いろいろあるんですよ、実は。テーブルクロス代をどっちが見るかという話ですね。惜別の会で準備してありますので、じゃあ使わせてくださいという。私は正直な話、机、椅子もリースをしますので、足りないから、その費用もやはり閉校式でも使うんだから、折半すべきじゃないのという話もしたんですが、いや、使わせてくださいと、もうそんだけでした。

そこら辺の費用負担、これまでの経緯と今、課長はそういうふうにおっしゃいましたので、言つていただいたから、当然市がすべきところですので、そこら辺ですね、きちんとこれからもやはり閉校式は続きますので、本市は。ことしもあるわけですので、そこら辺をもう一回精査して、きちんと市がやはりすべき費用は当然のこととして、今やっとそういうふうに言っていただきましたから、前課長は、「いや、これまで地元で見ていただきましたよ」という話でしたので、地元とまた話をさればいい話ですので、そこら辺、見れる部分は惜別でそろえている部分があつて、それを使うだけのことだったら、私は折半すべきじゃないかと言つたなんだけれども、そこまで求めない地域もあると思いますので、そこら辺、やはりきちんと精査をしながら、委員会主催は委員会主催として、きちんとこれからも取り組んでほしいなというふうに、これは意見として。部長、課長が変わったので、言つてはいる話で、ここでしっかりとやっぱりもう一回、言つてはいるがいいのかなという思いで。

精査する中で、見ている部分もあるうかと思いますが、ある地区は、「いやいや、もう市がそういう細かいこと言うのだったら、もういいのよ、うちで見るから」という実行委員長さんもいらっしゃったもんだから、やっぱりそれはおかしいよねという話をしたんです。そこら辺ですね、ぜひ、精査される中で、教育委員会主催部分は、教育委員会の費用として、していかないと、できればですね、私、補助金の話もしたんです。やっぱり出してってやつたけれども、なかなか微妙なところもありますので、そこら辺、地元と十分協議しながら、対応していただきたいということを意見として申し上げておきます。

○委員長（帶田裕達）意見です。

○教育部長（宮里敏郎）今、御意見があつたことについては、ことし閉校いたします4地区ともいろいろ協議、よく内容を協議いたしまして、お互に見れるところはきちんと精査した中で、対応していきたいと思います。

○委員長（帶田裕達）ほかにありませんか。

○委員（橋口 芳）小中学校で道徳教育の教科化ということを、ここに進めるということで書いてあるんですが、道徳教育を教科化という具体的なその中身はどういうことなんでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一）道徳につきましては、これまでそれぞれの小中学校で指導をしておりました。ただ、道徳につきましては、教科とは別に領域という部門で教科書がなかったわけです、これまで。今度の学習指導要領では、教科として位置づけて、教科書も無償で子どもたちに配つて、きちんと授業をしてくださいということで、教科化と。道徳を教科にしようということになつたということをございます。

○委員（橋口 芳）教科ということは、結局点数がつくということなんでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一）道徳の評価につきましては、いろいろ議論されて、なかなか点数で評価するのは難しいということでございますので、やはりこれまで同様、子どもたちの様子とかを文章で書いて、「よかった、いい動きが、いい行動した子ども」とか、文章で評価をしていくという、これまでと評価は変わっていないという状況でございます。

○委員長（帶田裕達）ほかにありませんか。

○委員（上野一誠）ちょっと確認やら。29年度、宮里部長ほか、それ立つ位置が変わられて、新たにスタートしました。宮里部長もそれなりの度量を持っていらっしゃるので、我々も期待をしているんですけども。あわせて、地方教育行政法の改定によって、さらに教育長の権限は高まるということから、教育長も責任があるという答弁をしました。

我々も先般、所管事務調査で統廃合をした東郷小学校、そして、これからやる入来地域の受け皿ということで、一応所管事務調査も入れました。約3カ月が過ぎましたけれども、登下校も含めて、問題なくその行為は行われているというふうな理

解でいいんでしょうか。

○教育総務課長（小原雅彦）今、統廃合が行われた、これまで行われた学校の登下校、スクールバスを利用しての状況であろうと思いますが、やはり初めての場所につきましては、いろいろと学校と慎重な対応をとりながら、登下校について私どもも注視しております。乗りおりのごくささいな、ちょっと行き違いの部分というのをございましたけれども、現状では、その問題となるような分については、問題はないというふうに認識しております。

○委員（上野一誠）一応スクールバスを含めて、問題はないという御報告です。この入札問題で、バスの関係は業者が声を立てて、結果的には再入札をして、今があると思うんですが、このスクールバス、子どもたちの生命にかかわる部分であるので、入札して決められるわけなんですが、実は二日前にこんな手紙が来たんですよ。後でお持ちしてもいいんですが。

東郷山田の住民ということで、内容を総括すると、スクールバスが走っているんだけども、このスクールバスは、シートベルトがないではないかと。こういうものを走らすというのはいかがなものかと。どういう保安規程になっているのかと、そういう一つの懸念される命の大切さということからすると、そういうことをスクールバスも確認もしないままに、そういうことを理解しているのかというような質問でもあります。ですから、ここはどのように捉えていますか。

○教育部長（宮里敏郎）今、御質問のありましたシートベルトがない車両であるということにつきまして、我々もこの間、実態を見まして、そういうことはきちんと把握はしております。

ただ、これは法的なもので、道路運送上の法律上でいいますと、スクールバスについては、特定輸送という車両での登録がされているということから、シートベルトの着用義務はないということで、我々はちょっとそこは確認をいたしました。

ただ、義務がないからといって、それがいいのかということについては、我々も今後の課題とななければならぬというのを考えておりまして、今後、事業者のほうとも協議をしながら、そういうシートベルトの車両についてを今後、事業者とも協議してまいりたいというふうには思っている

ところです。

○委員（上野一誠）やっぱりですね、多分保安規程は通っていると思うんです。そうしたときに、やっぱりいろんな事故が発生したときに、シートベルトをつけてなかった、道路交通法によってですよ。大きなやっぱり事故になったときに、必ずやっぱり問題になると思うんですね。急ブレーキとか、やむなくやらないかん部分があるて、子どもが飛び出していく、それはやっぱり大きな事故になったとき、もう多分行政も運転手も、あるいはその会社も含めて、必ず大きなやっぱり損害というんじゃないけれども、大きなことを背負わないかん。そういうことが想定されますよね。

ですから、私は当然ついているんだろうと思っているし、だから、そういうことを今、書かれていて、ああ、こういう状態にもあるのかということを改めて確認するときに、やっぱりこういうところは教育委員会が主体的に、こういうことを問題がないということでいかんと思うんですね。しっかり事業者にも要請をして、やっていくべきだし、スクールバスがこの市が与えた部分、与えていない部分、どういう状態かは全くわからんので、そういうところは、地域あるいは保護者からこういう形が上がってくると、やっぱり特に、うまくないというか、そういう意味では、対策をしっかり講じていただくということが、十分必要ではないかなと思うんです。

それと、スクールバスと観光バスの違いというのは、どういうふうに解釈すりやあいいですか。今、観光バスも用いているんじゃないですか、登下校は。どうなんですか。

○教育部長（宮里敏郎）スクールバスと観光バスの違いということなんですけれども、これは道路運送法上でいくと、おっしゃるとおり、貸し切りバス登録というのと、いわゆる路線バス、あるいはスクールバス用の特定輸送の登録というのが二つあるというような話は、我々も確認はしております。

今おっしゃったように、観光バスの登録をしてある車両については、これは高速道路等を使うので、シートベルトが常備されていないといけない車両だというふうな認識は我々もありますけれども、今言いましたように、スクールバス等について、特定輸送、いわゆる路線バスと同じ形である

バスについては、そのシートベルトの義務はないということの区分だけは、我々も把握はしているところでございます。

○委員（上野一誠）あと行政が委託をするに当たって、どういうスタンスでいるかですよ。やっぱりスクールバスというのは、本当に考えたときに、多分ですね、いろんな形で御懸念はされていらっしゃる部分があると思うので、ここはやっぱり業者とも十分話をして、やっぱりその対策を講じていただいたほうが、私はやっぱり後々、そんなに高速道路みたいに走らんと思うけれども、急にとまつたり、予期せぬものがあつたりしますので、それは十分議論したほうがいいのかなというふうに思っていますので、業者がどうこうというのじゃなくて、子どもの安全性を考えたときに、教育委員会の姿勢として、やっぱりみんなシートベルトをつけてくれというような流れのほうが、やっぱり安全性は保てるのかなということを感じますので、ぜひひとつそれは検討というか、より方向で検討をしてみてください。

ちょっと生命に関わる問題だったから、またこういうのも来ていると、やっぱり地域で不信感、安全性を疑われるようなことじやいかんので、あえて委員会の中で一応確認という捉え方から、一応御意見を言いましたので、ぜひ改善すべきところであれば、そのようにしてほしいと思うし、また意見、要望として申し上げておきたいと思います。

○委員長（帶田裕達）意見、要望です。

○委員（上野一誠）それからもう1点、スクールバスの本土、甑を含めて、どういうコースに当たっているのか、それでそこに仮に今度やつた5地域、東郷山田線が何人乗って、どこの業者が受けているのかという一つの一覧はあると思うんですね。できたら、その一覧的なものがあつたら、資料を出してもらいたいというふうに思いますけれども、また委員長のほうで諮ってください。

○委員長（帶田裕達）今、上野委員のほうから資料請求がありましたが、ほかの委員の方々の御意見はどうですか。

〔「特になし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帶田裕達）今、上野委員の資料提供については、考え方、部長、何かありますか。

○教育部長（宮里敏郎）スクールバスの委託を

している分についての一覧表については、準備できますので、また改めて提出をさせていただきたいと思います。

○委員長（帶田裕達）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（森満 晃）済みません、2点ほど。先ほどありました閉校式について、私も小学校の閉校を経験しまして、今回また高江中が閉校ということで、実はたまたま地元からその市の補助金はないのかということで、私ももう24年ですから、もう大分前だったので、收支を見たところ、自分たちでやったのかなと。ただ、式典については、教育委員会側がしてくださった、進行からしてくださいましたのかなと思いますね。その高江の役員の方々からも、全国的な事例だと、あるいは他自治体、さつま町とかはそういう補助金もあるということで、何かそういった補助金はないのかということだったんですけども、先ほど部長の話で、今後その地元とのそういう協議も持たれるということで、そういう場合には、地元からの要望があつてからのそういう協議を持たれるんですか、そこについては。今後の閉校の部分について、そういう補助金なり、その明確な予算だと、それが持つていただけるのか。また、補正を組んでいただけるのかというのが1点。

それともう一つは、今の運転手の件で、私も毎朝スクールバスを家の前でとめていただいて、小学生が7名、中学生が4名乗っていきます。そのたびに、そう言われてみると、シートベルトはされてないのかなという、考えてみたらですね、思うんですが。ただ、寄田から乗ってきて、私の地元の子どもは中学生も補助席まで使いますので、なかなかそういう命を考えると、重要なのかなと思います。

それと運転手が、1週間ほとんど毎日変わることで、やっぱりこの運転手は固定はされてないのか。それとやっぱり席が、その学校によって違うのか、決まってないらしいんですよね。だから、その席に着くまでが非常に時間が、停車している間かかるって、そしてその中学生がまた座る前にバスが出たりというのが何回かあるんですよ。運転手もその人で違うんで、確認をされないで、中学生が立ったまま、ばばっと前に行ったりするのを私も何か見かけているもんですから、そういう

う座席の指定なんかは小学生、中学生、多分水引中は先におりるので手前で、小学生が多分おるから、そういうの何か決めてやつたら、もっと時間短縮にもなるのかなと思うんですけども、ちょっとそれについて、状況を教えてください。

○教育部長（宮里敏郎）先ほどの補助金の話ですけれども、私、先ほど申し上げたのは、新しく閉校式に当たって、今後協議するというので、新たに補助金を設けるということではなくて、要するに支出の区分について、閉校式とお別れ式のその区分の中で横断幕であつたりとか、先ほど永山委員が言わされた云々について、どちらが負担したほうがいいかというのは、そこについては地元と協議させていただきたいということで、今まで補助金というので、支出はしておりませんので、来年、閉校されるところに新たに補助金ということについては、今のところは検討してないということをございます。

○教育総務課長（小原雅彦）スクールバスの件につきましては、まず運転手が毎日変わるのがどうですが、これは運行会社のやはり勤務のローテーションがありますので、どうしても固定的に毎日というのは、難しい現状があるというふうに私どもは聞いております。

それから、席が決まっていないのかという部分でありますけれども、とりあえず学校から出る場合は、学校の教職員のほうで着席して、安全な状況を見据えたときに、発車するように指導するように、乗る子どもも、それから着席するように安全上、そこまで学校のほうは配慮してくれている現状がありますので、その席が決まってないかどうかは、把握はしておりません。

それから、発車するときにまだ子どもが座っていないのにというようなことはちょっと初めて聞きましたので、もしそういうようなことがあれば、決してないように、ちょっと実態把握して、運行会社のほうには、しっかりと指導してまいりたいと思います。

○議員（森満 晃）わかりました。それともう1点、こっちの水引線を走るのは、新しいスクールバスだと思うんですけども、乗降口の、あるいは乗るまでの台が非常に高いような、もう小学生の1年生とかが、やっとこう足を上げられる。多分感じてらっしゃると思うんですけども、い

つもあれを見て、不思議で、大人でも相当高いなという気がするんですけども、その辺は何かありますかね。

○教育総務課長（小原雅彦）新しい車両は、ステップを移動させて、下がるやつがついているようですが、古い車両にはちょっとそういうのはありませんが、ちょっと実態把握しておりませんので、また調べてみたいと思います。

○委員長（帶田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

~~~~~

午前11時24分休憩

~~~~~

午前11時26分開議

~~~~~

○委員長（帶田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

△文化課の審査

○委員長（帶田裕達）次は、文化課の審査に入ります。

△議案第93号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帶田裕達）それでは、審査を一時中止しております議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（永里博己）議案93号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、文化課分の歳出予算について御説明申し上げます。

まず、各会計予算書・予算に関する説明書の28ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、2目文化振興費における補正予算額は、1,209万円のうち、文化課分は、387万1,000円を追加するものでございます。

内容につきましては、事項名、文化振興事業費で、特定離島ふるさとおこし推進事業の採択による増額であります。

それでは、それぞれの事業につきまして、御説明申し上げます。

別途、平成29年度第1回補正予算の概要の8ページをお開きください。

(1) の13、トンボロ芸術村事業につきまして、補正額は387万1,000円の増額でございます。

このトンボロ芸術村事業は、甑島の豊かな自然風土を素材とした、写真・絵画・俳句・書道の芸術作品を島内外から募集する公募展を核として、地域の特色を生かした文化交流、音楽活動等の地域間交流など多彩な取り組みを甑島全島に広げて実施するものでございます。

事業費の主なものは、関東地区での大学生で構成するアーティスト団体「アンサンブル・ルヴァル」と東市来中学校吹奏楽部の招聘旅費、ワーカーショップや作品審査員の謝金及び句碑の設置費が主なものとなっております。

次に、(1) の14、薩摩川内市芸能祭開催事業で、特定離島ふるさとおこし推進事業決定による財源調整でございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、各会計予算書・予算に関する説明書の11ページをお開きください。

16款県支出金、2項県補助金、8目教育費補助金、4節社会教育費補助金の補正額は、2,014万円のうち、文化課分は447万円でございます。

これにつきましては、歳出で説明いたしましたとおり、トンボロ芸術村事業、薩摩川内市芸能祭開催事業の二つの事業につきまして、鹿児島県の特定離島ふるさとおこし推進事業の採択を得たことから、その財源の県支出金について、今回補正を行うものであります。

以上、文化課に係る第1回補正予算についての説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○文化課長（永里博己）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（徳永武次）恐竜化石の活用事業は、もうかなりなっているんですけども、鹿島支所のこの恐竜を見に来られる方というのは、観光ルートの中で入っているんですか。

○教育部長（宮里敏郎）今、徳永委員からありました、甑の恐竜化石等の事務分掌につきまして、今回4月1日から甑はひとつ推進室のほうに事務移管しておりますので、ちょっと我々のほうで把握できていないところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、文化課を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

~~~~~

午前11時31分休憩

~~~~~

午前11時33分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △総務課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、総務課の審査に入れます。

---

△議案第83号 薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び薩摩川内市職

員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帶田裕達）それでは、議案第83号薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（平原一洋）それでは、議案第83号薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりは、その2、83-1ページからになります。別冊の総務部関係の議会資料で説明いたしますので、議会資料1ページをお開きください。

まず、改正の経緯でございますが、児童福祉法及び人事院規則の一部改正を受けて、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

次に、改正内容でございますが、児童福祉法の改正に伴い、育児休業、育児短時間勤務および育児時間の対象として職員が養育している子に含まれることとしている里親のうち、養子縁組によって養親になることを希望している者について、養子縁組里親として法定化されたことに伴い、条例の整備を行うものでございます。

育児休業の再度の取得、育児休業期間の再度の延長、1年以内の再度の育児短時間勤務をすることができる特別な事情の要件として、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを、運用により適応しておりましたが、人事院規則の改正により、そのことが明文化されたため、新たに要件に加えたものでございます。

今回の改正は、児童福祉法等の改正に伴い、法定化や明文化がなされたものであり、これまでの取り扱いが変更されるものではありません。なお、該当する職員は、現在のところございません。

最後に、施行日でございますが、改正条例の公布の日とするものでございます。

以上で提案いたしました条例の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（帶田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帶田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○総務課長（平原一洋）今回は特にございません。

○委員長（帶田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います

○委員（上野一誠）ちょっと委員会でも押さえていたほうがいいかなと思うので、あえて質問します。

先般、持原議員の質問をずっと聞きながら、非常に関心深く聞かしていただきました。

一方では、支所運営に関わる重大な質問をぶつけているというふうに感じました。ということは、税関係のグループ長が長期入院をしたということから、いわば、それに代わる再任用職員が1名配置をされている。実際17日働けばいいのを、ほとんど土日を含めて、もう出勤に至っていると。大きな影響があるんだということから、私、本人にもちょっと直接電話をしました。どんな状態だと言ったら、やっぱりそのとおりであって、いわば、税のわかる職員、グループ長がいないということも含めて、税の認識がいわば高い職員がいな

いということになっていると。とすると、市民からの問い合わせというのが、非常にこう何ていうのか、希薄になって、市民に迷惑をかけているんじゃないかな。

したがって、この後、また税の申告時期になっていくと、いろいろ本土から配置はされるものの、やっぱりこういう状態では、そういう税申告時期にも間に合わないというか、対応ができないのではないかというような、いろんな状態があって、そのグループ長がいつ来るかわからん。

あるいは、職員によっては、もう本当に問題のある職員が配置をされながら、いろいろやるということはもう部長一番御承知だというふうに思うわけな。その中で、やっぱりこう行革も関係するかもしれないけれども、やっぱり部長、本当にこう職員の一体的な動きがやっぱり、いえば部長が総括する中で、本当にその支所にどういう一つの課題があるのか。支所の問題はおまえたちだけでやれということだけじゃなくて、その現状というのを、やっぱり所管する部長は特にわからんやいかんと思うわけよ。だから、ああいう質問が出ること自体が、やっぱり当局としては、不本意なもん、形になるわ。言わないと、やっぱりわからない。ああいうところでぶつけないと、わからない。そういう質問は、できるだけないようにしていくかないと、いかんと思うわけです。もうたまらなくして、状況を訴えたときに、最終的には市民に対して、地域に対して、みんなが迷惑をかけていることにつながる。

したがって、行革の進め方もどういう捉え方であるかわからんたんどん、やっぱり住民サービスを低下しないということであれば、この現実を長期入院したのであれば、じゃあ、それにどうかかわっていくのかということを、しっかり考えながら、もっともっと的確にその状況を踏まえていかないと、やっぱりこういうことは続いていくんだと思うんだけれども、まず現状をどういうふうに理解していらっしゃるの。

○総務部長（田代健一）一般質問の中でも出ましたけれども、特定の支所のお話にもなってくるんですけども、支所の中で今お話をございましたように、所管のグループ長が年度初めからちょっと病休に入ったというような事例が今回発生いたしました。支所におきましては、これまで市全

体の市職員の定員の適正化を市の中で職員数が減る中、支所のほうも職員が減ってまいりまして、職員数が当然減りますので、一人一人の職員の職責的なものも範囲も広くなり、重たさもより重くなっていく中で、その少ない職員が一人欠けますと、非常に業務上も大きな影響が出てくるというような実情が現在ございます。

特に、今お話をございましたように、税につきましては、専門性も高く、それから熟練にある程度税の申告時期におきまして、申告を受けられるだけの準備というのは、結構時間のほうもスキルを習得するのに係る業務でございますので、今回は、そのグループ長が年度初めから休みましたことで、非常に業務への影響が懸念されたところでございました。幸いベテランの地域振興課長、地元にいらっしゃった方が、これも話がございましたように、再任用職員で残っていただいておりましたので、税の申告時で本庁との連携の中で、何とか乗り切れたというのが実情でございます。

人の補充につきましては、どうしても抜いたところ、どこから抜いて、別の箇所に充てるということになりますので、産休・育休からの復帰職員、あるいは病休の別の職員の復帰がないと、なかなか難しいところでございますので、現状としては、嘱託員あるいは臨時職員での対応ということまでしかできないんですけれども、その他、今回の例では、特に、市民税だけではなくて、ほかの税目もございましたので、前任の異動した職員の協力も得ながら、何とか乗り越えたというような状況でございます。

今後もこういった職員の病気、健康に関するごとですので、予測できない部分もございますけれども、できるだけそういった連携体制をとることで、本庁も含めた中で乗り切らなければならないというふうに思っております。

また、お話をございました、職員の資質に関する部分というのにつきましても、人事評価制度というのも設けておりまして、できるだけ職員が平均的な資質、能力を持つような形に職員教育というのをしていくことも、今後はより必要になってくるのではないかというふうに認識いたしております。

○委員（上野一誠）多分ね、再任用の職員をした人もつぶれるよ、これ。今のままだったら。も

う物すごい無理が来ているから。だから、臨時としても、税経験のない人間が来ても、それは役割を果たしづらいわけよな。臨時にも、民間だから、そういう事実はわかっている。だから、総合的に言えることは、あなたたちの答弁は、常に職員適正化という捉え方を言うんだけれども、職員が少ないという状態になっているの。それはもう百も承知で意見を言っているんだけれども、やっぱり適材適所というのが、総合的に見たときに、本当に行われている部分があるんだろうかということを感じるわけ。そこに職員が自分の能力的にたけていればいいけれども、やっぱり全くそういうところに何ていうのか、配置をされて、悩んでいく。あるいは、もう長期入院していく。そういうものが、ただ見ていると、これまでもあるような気がするわけよ。職員の能力というものが、どのぐらいあるのか。だから、人事というのは、我々がこれはもう当局の専権事項だけれども、とやかく言うことは言わんけれども、やっぱりそういう意味では、職員配置というものは非常に大事だよなという思いがするわけな。それは十分やっぱり部署として、そういうことを踏まえながら、やっぱり配慮していただきたいというふうに思いますね。

ですから、やっぱりこういう事例は、仮に今、入来支所の自分のところだけを言うわけじゃないけれども、総合的に見て、支所任せ、どうこうじゃなくて、やっぱりこう本庁のほうが、どうそういうところに目配りをしながら、配慮していくかということが、職員の一方では労働意欲につながっていくということにもつながるし、だから、言っても、人がおらんたらよというばっかりではね、これはもうやっぱりなってこない部分があると。やっぱり行政だから。そうすると、職員の一つの消防局は6名入れて、誰もやめてないという質問があった。そうしたときに、行政職は、理事団体というけれども、実際その一つの定員の問題が、本当に判断としてどうなのか。やっぱり人を抱えている意味では、よその類似団体とは違う部分も結構あるではないか。そうしたときに、職員の採用も見直しをされてきて、これを20、30と入れ出してきた。それは実際やってみて、そういう必要性が出てきたから、そういう流れになって変わってきてていると思うんだけれども、やっぱりそ

ういう意味では、慎重にやっていかないと。

これは言葉が過ぎたら申しわけないけれども、あえて言っておくけれども、支所廃止のために、だんだんとそういうガタガタさせるような形をつくり上げているような気がしてしまうがないわけよ。そういう言いたくなるようなことまで、やっぱり感じるわけよ。機能しないような動きにしてしまう。だから、そういうことを感じざるを得ない、見てて。もうここまで言わないとわからんと思うから、あえて申し上げるけれども、そうならんごとね。市長はしっかり支所を守ると。そして、これまでどおり、その機能が働くということをやっているから。あんたたちにも苦労があるかもしれないけれども、十分そういうところは、現状を踏まえながら、各支所を踏まえて、やっぱり業務がしっかりまくれるように、ぜひ努力してもらいたいということを意見、要望として申し上げたいと思います。

この間、本人いるけれども、持原さんのあの質問を聞いてて、改めて僕もいろいろ確認をすると、やっぱりいろんな無理があるんだなということを感じたので、やっぱり委員会の意見としても、十分そういうところは、当局が努力してもらいたいと。一方では、あんたたちがこう思っていても、行革がいろんな形をつくり上げることによって、また、職員の動き、そういう配置というのも、無理が来ているのかもしれない。それは行革の関係もあるのでね。見てて、やっぱりいろんなことを感じるので、全体として、いい流れになるように、こういうことも真剣にまた捉えながら、努力してほしいというのは申し上げておきたいと思います。

○委員長（帶田裕達）意見、要望でございます。

部長、何かありますか。

○総務部長（田代健一）御意見、ありがとうございました。私どものほうも、定数については、行革ではあるんですけども、主管の行政改革推進課のほう、あるいは企画政策部長のほうですね、定数と定数に基づく配属というのは、両輪でございますので、人事運営の。協力調整しながら、まずは第一には定数、それから行政改革というのには必要ではございますけれども、それによって、住民サービスに影響を出さないというのが、大前提でございますので、そこについては、十分留意

しながら、市長にも現況を伝えながら、進めてまいりたいと思っております。

○委員長（帶田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（持原秀行）1点だけ、人事異動の基本的考え方について、ちょっと教えてください。

今、上野委員が言われたとおり、支所の関係とかは、主管であるグループ長が休まれたと。そしたら、あとはそこのところでどうにか回していくと。ただし、この本庁で、ある主管のところの課長が休まれたと。そうしたときには、すぐさまこうして4月に新しく発足したプロジェクトチームみたいなところに異動させた職員を、異動させましたよね。だから、そういう1カ所はそう抜けたら、そういう補充をする。すぐやる。こういうことに対する総務課のスタンスというんですか、考え方をちょっと教えてください。

○総務部長（田代健一）個別の事案にはなりますけれども、一般的な考え方としてお話しいたしますけれども、人事異動につきましては、原則は4月1日の定時の異動になっておりますけれども、それとあと、近年は社会人枠等で10月1日の異動がありますので、これの際に産休・育休職員の復帰、病休職員の復帰等もあわせた人事異動を行うことがございます。

今回、ある課におきまして、課長のほうが4月以来に病気をいたしまして、中途での人事異動のほうを行いましたけれども、これにつきましては、当該課での復帰が困難であるというような事情がございまして、これについては、ちょっと職員の健康情報にも関わることですので、詳しくはお話しはできないところですけれども、所管外の現在の配属課以外のところでの職場復帰訓練が適当というような医師の診断もございましたので、それに基づいて、異動を行う必要があったというのが1点と、それから、当該課におきましては、当該課内での昇格人事を行うことによりまして、形式上は1減の形で、補充をしたような形となっております。

お話しがありましたようなプロジェクト等の業務は持っておりましたけれども、課内の総数としては、その当該課長のほうを総務課に参事付で異動

をかけましたので、減の状態となっておるところでございます。

本庁、支所にかかわらず、異動の際は、先ほども申し上げましたように、どうしても年度途中での異動となりますと、補充をする要員のほうが病休等からの復帰等の事情がない限りは、どうしてもどこかを減ずるような人事異動になりますので、慎重に検討の上に、異動をかけているところでございます。

○議員（持原秀行）一般質問の中でも言いましたけれども、前はですよ、行革課ができる前は、ずっと総務課でこの組織のことについても、人事のことについてもやっておりましたよね。だから、やはり今この部局がですよ、総務と企画と違うもんだから、どうもかみ合せが悪いんですよ。そんなことで私も言いましたとおり、きっちりと綿密に連携をとってやっていただく、現場が回るように、またなかなか大変でしょうねけれども、そういう意味では、言ってはいけないことかもしれませんけれども、病気の履歴とか、そういう長期療養をされた方とか、そういうのは十分そちらが把握されているわけですから、そういうのも踏まえて、きっちり専門部署とか、そういうのをちゃんとバランスよく配置できて、住民サービスに低下があらわれないように、そういうような人員配置等にまた今後も努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（帶田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

～～～～～～～～～～

午前1時52分休憩

～～～～～～～～～～

午前1時53分開議

～～～～～～～～～～

○委員長（帶田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

△秘書室の審査

○委員長（帶田裕達）次は、秘書室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○総務課秘書室長（鬼塚雅之）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

~~~~~

午前11時54分休憩

~~~~~

午前11時55分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

△文書法制室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、文書法制室の審査になります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○文書法制室長（川畑 央）早速ですけれども、お手元に総務文教委員会資料の冊子のうち、本日付の総務部関係の冊子を御準備願います。

1枚めくっていただいて、1ページになります。
資料に基づいて、説明をさせていただきます。

先月30日から個人情報保護法が改正されまして、これまで5,000人以上の個人情報を取り扱う事業者に適用されていた同法が、5,000人以下の個人情報を取り扱う事業者についても適用され、個人情報保護法に定めるルールを守る必要が

生じるようになりました。ここにいう今説明させていただいた事業者というものは、法人に限定されず、また営利、非営利の別も問われないために、個人事業主やNPO、あるいは自治会、同窓会などの非営利の組織であっても、個人情報保護法に定められたルールに従っていく必要が生じております。

次に、2番目ですけれども、では、どのようなルールに従う必要があるのかということに関しては、2ページに図示しておりますけれども、まず言葉で説明させていただきますが、まず、
(1) 取得する際には、目的を定めて、本人にその目的を伝える必要があるということ。

2番目に、取得した個人情報の利用については、目的以外のことには使わないこと。

3番目に、取得した個人情報は安全な方法で管理をすること。取得した個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得ること。本人から自分の個人情報を開示してほしいという要求があった場合には、それに応じることが必要となってまいります。

3番目には、国のほうで一元的に個人情報についての監督する機関として、新たに個人情報保護委員会というものが設置されたところであります。

では、裏面に移りまして、先ほど2番のところで説明させていただきましたが、ルールについて、改めてまた説明させていただきます。

左上、①です。取得と利用に関しては、利用目的を特定して、その範囲内で利用すること。

それから、利用目的を本人に通知または公表すること。通知はわかると思うんですけども、公表というものについては、目的をホームページや事業所に掲載したり、あるいは申込書に記載をして、相手方に公表なり、伝えたりするということです。この際、配達伝票などの記入については、目的が明確であるために、通知等は必要ないこととなります。

次に、取得した個人情報の保管なんですけれども、漏えい等が生じないように安全に管理すること。従業員、従業者、委託先にも安全管理を徹底することとして、考えられる手法としては、ルールづくりをしてみたり、従業員の教育をしたり、紙に記録された個人情報については、鍵のあるところにしまったり、データとして保有しているも

のについては、パスワードを設定してみたり、あるいは、外からの侵入を防ぐようなセキュリティソフトを導入したりするということが考えられます。

次に、提供につきましては、第三者提供に際しては、あらかじめ本人から同意を得ておくことがあります、例外としては、法令で提供してもいいよと決められているときとか、あるいは、生命・身体を守るべきときについては、本人からの同意要件が解除されるものとされております。

それと、次の黒丸は、名簿業者対応が主な目的なんですけれども、第三者に提供した場合、あるいは提供を受けた場合については、いつ、誰のどんな情報を誰に、あるいは誰からといったよう取得経緯などを記録して、一定期間保管しておく必要があります。

それから、開示請求等への対応ですけれども、本人から開示請求等があった場合は、これに対応をする必要があります。例外としては、半年以内に消去するような個人情報、あるいは編集のみを受託した場合等については、対応の必要がないとされております。

それから、苦情等があった場合には、適切に迅速に対応する必要があります。

以上で、法の改正の内容についての説明を終わりますが、なお、市役所の業務で取り扱う個人情報を運用しております、個人情報保護条例に関しては、今改正の検討をしておりまして、今後、案が固まり次第、また提案させていただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたら、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はない認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はない認めます。

以上で、文書法制室を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時

とします。

~~~~~

午後0時2分休憩

~~~~~

午後1時 開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

△財政課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、財政課の審査に入ります。

△議案第93号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、財政課関係の平成29度薩摩川内市一般会計補正予算第1回補正について御説明いたしますので、各会計予算書・予算に関する説明書を御準備いただきたいと存じます。

財政課所管の今回の補正予算は、歳入予算及び地方債補正でございます。

まず、歳入について御説明いたしますので、予算書の13ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金は、今回補正の財源対策として繰入金を増額しております。

15ページをごらんください。

22款市債は、5目農林水産業債では、特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けました林道建設事業に係る財源として、辺地対策事業債を増額し、8目消防債では、特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けました消防団車庫詰所の新築及び小型動力ポンプミニ積載車の更新等に係る消防防災施設整備事業の財源として、辺地対策事業債を増額し、また、当初予算に歳出予算を計上済みのJアラートの受信機更新に係る財源として緊急防災・減災事業債を計上しております。

次に、地方債について御説明いたしますので、6ページでございます。第3表地方債補正をごらんいただきたいと存じます。

今回の補正では、林道建設事業につきまして起債の目的、起債の限度額等について追加しようとするものであり、消防防災施設整備事業において限度額を増額するものであります。

以上で、財政課関係の補正予算の概要説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（帶田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

〔紹介議員入室〕

---

△請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書

○委員長（帶田裕達）次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書を議題とします。

請願文書表については、既に配付してありましたので、朗読は省略します。（巻末に請願文書表を添付）

それでは、紹介議員の持原議員に出席いただいておりますので、請願の趣旨等について、説明を求めます。

○紹介議員（持原秀行）政府は、平成28年度以降の新たな財政健全化計画を策定しまして、平成32年度のプライマリーバランスの黒字化を目指しているところでございますが、現在の経済動向や税収予測をちょっと甘く見積もっているのではないかかなというふうに考えているところでございます。

実際に、平成28年度の税収は、前年より約3兆円、前年度比プラス5.6%の、多く見込んだものの、結果として、第3次補正において、1兆7,120億円減額し、不足分は赤字国債の発行で埋めております。

今年度2017年度においては、1,080億円増の57兆7,120億円、前年度比プラス

0.2%にとどめていますが、税収は、頭打ちの兆しを見せておりまして、税収増の実現可能性が不安視をされているところであります。

同時に国債の新規発行額は前年度比マイナス0.2%の34兆3,698億円、国債依存度は前年度比マイナス0.3%の35.3%と減少していることからも、政府は、着実に再生再建は進みつつあるとするものの、外国為替資金特別会計の運用益をその他収入に繰り入れることで、国債の新規発行額を減少させていること、国債金利について、28年度は1.6%としていたものを、今年度29年度は、1.1%と見積もることで、国債費を抑制しております。

この間、減少させてきた基礎的財政収支の赤字額は、10兆8,413億円と5年ぶりに悪化していることなどからいたしますと、平成29年度予算の前提が崩壊することも危惧をされています。内閣は、財政再建を景気回復による税収増を頼みとしてきましたが、税収そのものの頭打ちに伴い、アベノミクスの限界が明らかになったのではないかなとも言えます。アメリカにおける、トランプ大統領の誕生や、イギリスのEU離脱、中国経済の不透明化など、金融市場は不安定化しており、日本経済に想定外の副作用をもたらすことも懸念がなされます。

さらに、3月27日に成立しました平成29年度予算における地方財政については、前年度とほぼ同程度の一般財源総額が確保されましたが、経済財政諮問会議が、社会保障費と地方財政を歳出削減の二大のターゲットにしていることは変わりありません。今後、国の財政状況の厳しさも背景に、公的サービスの産業化推進による歳出削減を中心とした地方財政健全化の圧力がさらに増すことが危惧されます。

したがいまして、これまで以上に平成30年度の地方財政は、厳しい状況となることを認識する必要がございます。また、骨太方針2015では、地方一般財源総額については、2015年度の地方財政計画の水準を基本に、2018年度まで確保とされており、現在もその方向にありますが、2019年度以降については、不透明であり、経済財政諮問会議等の動向をこれまで以上に注視していくことが必要であります。

政府予算の編成スケジュールは6月の骨太方針

等で政府全体の基本的な方針が示されまして、年末の財務省、総務省との協議で地方財政対策と翌年の地方財政計画が策定されるとなります。そのために、これに照準を合わせて、地方財政確立の取り組みを進めることが重要となります。

意見書採択を行う目的は、全国各地の地方議会から地方財政と社会保障の重要性を直接国に訴えるために行うものであります。地域の公共サービスの水準を守るため、一つでも多くの地方議会で採択を進めることを通じて、地方財政の確立を目指すものでございます。

政府概算要求の策定時期に照準を合わせ、昨年度同様に今6月定例会での議会採択をお願いするものであります。

また、去る5月24日に開催されました第93回全国市議会議長会総会においても、地方税財源の充実確保に関する決議もなされております。

以上のような趣旨を御理解いただき、採択方について、よろしくお願ひを申し上げます。

○委員長（帶田裕達）ここで、当局から、本請願について何か補足説明がありましたら、お願ひします。

○財政課長（今井功司）特にございません。

○委員長（帶田裕達）それでは、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）説明はよくわかりました。意見書案にしては、一応文言ですけれども、この2の2のところが、意見書案として提出をしてほしいという了解でいいんですかね。2の2の文書。1から7までの。2の2の1。多分これだろうと思うので、確認です。

○紹介議員（持原秀行）そうです。

○委員長（帶田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑は尽きたと認めます。

紹介議員に対する質疑は、これで終了します。

持原議員には、本委員会に出席いただき、ありがとうございました。

[紹介議員退席]

○委員長（帶田裕達）それでは、質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）継続審査の声はありませんので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本請願の趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本請願は、採択すべきものと決定しました。

なお、意見書提出の発議については、後ほど協議しますので、御了承願います。

#### △所管事務調査

○委員長（帶田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○財政課長（今井功司）特にございません。

○委員長（帶田裕達）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時11分休憩

~~~~~

午後1時12分開議

~~~~~

○委員長（帶田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

△財産活用推進課の審査

○委員長（帶田裕達）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

一般会計予算

○委員長（帶田裕達） それでは、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 財産活用推進課に係る補正予算について御説明をいたします。

予算に関する説明書16ページをお開きください。予算に関する説明書16ページでございます。

2款1項5目財産管理費のうち、財産一般管理の遊休公共施設等増築及び改修補助金1億円でございます。昨年の12月議会におきまして、遊休公共施設等利活用促進条例を改正し、閉校跡地利用に特化しました支援制度を整備いたしました。今回、旧高城西中学校の利活用が図られる見込みになりましたので、補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、恐れ入りますが、総務文教委員会資料の3ページをお開きください。総務文教委員会資料の3ページでございます。

1の事業の内容ですが、（1）事業概要是、白いキクラゲの菌床栽培及び加工です。

年間栽培量は3万1,500菌床で、年間販売額は年間約1億5,000万円を予定しております。

なお、白いキクラゲは、健康食品やサプリメントの原料、化粧品の材料として使用されております。

（2）事業箇所は、校舎のほぼ全てとグラウンドの一部を使用いたします。

（3）事業着手予定日は、平成29年7月1日。

（4）雇用計画としましては、薩摩川内市から正社員一、二名、パート・アルバイト七、八名。地域の御要望があれば、地域雇用も行うとのことでございます。

（5）施設整備計画は、旧高城西中学校に栽培室や乾燥室、加工室等を整備する計画でございます。

（6）地域貢献策としましては、地域の雇用、地域の新たな特産品の育成、地域活動の情報発信等を行うということで聞いております。

2番、事業者の概要ですが、（1）事業者は、有限会社 羽子田人工授精所で、大崎町所在の畜産業者でございます。

3、その他としましては、（1）本年4月26日、条例に基づきまして、永田副市長を委員

長とし、関係部課長で構成をいたします遊休公共施設等利活用審査委員会にて、奨励措置適用事業として了承をされております。

（2）5月2日には、湯田地区コミ会長から有限会社 羽子田人工授精所による旧高城西中学校の利活用につきまして、地域了承の承諾書が提出されました。

（3）事業者は、賃借を要望しており、遊休公共施設等利活用促進条例の適用を評価額の1.4%で年間約190万円の賃借料となります。

（4）文部科学省の財産処分承認申請につきましては、補助事業完了後10年以上経過しているため、国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てることで、国庫納付金の返納が不要となります。

今回、施設整備費が約2億円になる見込みであることから、条例に基づきまして、事業費の2分の1、限度額1億円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について、御説明をいたします。

予算に関する説明書の13ページをお願いいたします。予算に関する説明書の13ページでございます。

19款1項60目市有施設保全基金繰入金1億円でございます。先ほど説明をいたしました遊休公共施設等増築及び改修補助金に充当するものでございます。

以上で、財産活用推進課に関する補正予算の説明を終わります。

よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（帶田裕達） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（永山伸一） ごめんなさい。事前に聞いておけばよかったんですけども、今の説明のところのその他の（4）のところ。これは要するに補助事業完了後10年以上経過しているため、国庫返納金相当額を学校施設設備のための基金に積み立てることで、国庫納付金の返納が不要というふうにしてあるんだけれども、ごめんなさい。ちょっとこの文章じゃ、どういうことかなと思うんですが。ごめんなさい。もうちょっとかみ砕いて

説明していただけたら、ありがたいんですが。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 旧高城西中学校は、築24年になります。補助事業、約9,200万円ぐらいをいただいて校舎を建てておりますけれども、この財産処分の制限期間というのが60年ございます。60年以内に他の目的に、文部科学省のルールでございます。金額的には、190万円間賃借料をいただきますので、有償利用の場合には、その補助率が3分の1でしたから、年間65万円を基金に積み立てることで、補助金返納をしないでいいということです。

この基金につきましては、教育委員会のほうで12月補正をめどにお願いしたいということで聞いております。

○委員（永山伸一） 今のそこなんですよ。国庫返納金相当額を整備のための基金に積み立てることで返納金不要としちゃったもんだったから、適化法は適化法でわかるんだけれども、前段の適化法は。返さにやいかんけど、そやもう要りませんという話、返さんでもいいと。その使用料190万円をもらうから、賃貸料としてもらうから、その分を基金に積み立てますというふうに理解していいんですね。でも、その基金はどの基金けって思ったんだけれども、その話だったんです。ごめんなさい。もうちょっと。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 今ちょっと言いましたけれども、教育委員会のほうで今後、まだ財産処分の承認がされておりませんので、承認後、予定としては12月補正というふうに聞いておりますけれども、基金を設置したいということで聞いております。

○委員長（帶田裕達） ほかにありませんか。

○委員（上野一誠） 事業着手予定が7月1日。あしたですね。あしたからですね、これでいくと。そうすると、今のいわば公共施設としてのかかわりは、これは大丈夫だったんですか。教育委員会とのかかわり含めて。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 7月1日といいますのは、あくまでも財産処分の日が承認をいただく予定といいますか、7月1日予定で、工事はまだ後でございます。今後、議決をいただいた後に、補助金申請が出てまいりまして、先ほど説明をいたしました遊休公共施設等の府内の審査会で審査をしてから、交付決定をした後に、実際に

は工事になります。

○委員（上野一誠） そしたら、こういう跡地利用は非常にいいことだから、積極的にそういう形が進んでいけばいいなと思うんだけれども、いわばこういう事業に対する市からの助成という捉え方からすると、もう少し今、基金積み立て1億円のこれを出したんだけど、行政的にこれはどういう事業に対する補助、助成というのは理解しておけばいい。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 補助の内容は、整備計画として出しております旧高城西中学校の、3階建てなんですけれども、一番上はもともとコンピューター室がございました。あそこは事務室と会議室に使いますけれども、2階が教室と音楽室、美術室、多目的施設になっております。そこに栽培室を設定します。完全に暗室をつくって、噴霧器でミストを噴出して、湿度を70%から90%に高めます。そこで栽培をして、できたものは、スプーンでこそげ落として、エレベーターを設置いたします。エレベーターで1階に落として、エレベーターから加工室、加工工程に入りますけれども、まず真空包装をして、真空包装をした後にボイル、湯通しをする。湯通しをして、生の物はそれで出荷するんですけども、冷凍食品の物は冷凍庫をつくって、瞬間冷凍を図り、乾燥物は乾燥機、天日干しをするんですけども、そういう工事費に対して、約2億円かかるということで、それに対する改修経費等に対する補助金ということになります。

○委員長（帶田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帶田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 特にございません。

○委員長（帶田裕達） これより所管事務全般に

について質疑に入れます。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時23分休憩

~~~~~

午後1時25分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △税務課・収納課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、税務課及び収納課の審査に入れます。

---

#### △議案第84号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定

○委員長（帯田裕達）それでは、議案第84号薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（道場益男）それでは、議案第84号薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案につきましては、議案つづり（その2）、84-1ページでございます。

内容につきましては、次のページとなります。議案に関しまして、議会資料を提出してございますので、総務部の議会資料の2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

それでは、今回の市税条例の改正でございますけれども、法律の公布にあわせまして、個人住民税の所得割の非課税の範囲等に関する規定となっております、附則第5条第1項で引用されております控除対象配偶者の名称を同一生計配偶者に変更しようとするものでございます。

1の改正の概要でございますが、平成29年の

税制改正におきまして、控除対象配偶者の定義が変更されまして、現行の控除対象配偶者の名称が、控除対象配偶者と同一生計配偶者ということで使い分けられることとなっております。

参考のほうに、その定義を記載してございますけれども、アの同一生計配偶者につきましては、従来、控除対象配偶者の定義と同じ内容のものでございまして、合計所得が38万円以下の配偶者を対象とするというものでございます。

イの控除対象配偶者には、新たな定義といたしまして、配偶者控除の適用が受けられる納税者本人に、合計所得金額が1,000万円以下という所得制限が設けられております。

したがいまして、これまで配偶者の所得が38万円以下であれば、配偶者、御本人の所得に関係なく配偶者控除の適用があったわけでございますが、合計所得が1,000万円を超える方については、今後、配偶者控除の適用は受けられないということになるということでございます。

今回の一部改正の条例でございますが、平成31年1月1日からの施行で、平成31年度以後の市民税から適用されることとなります。

説明は、以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入れます。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帶田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○税務課長（道場益男）税務課からは特にございません。

○収納課長（有村辰也）収納課もございません。

○委員長（帶田裕達）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（松澤 力）済みません。財政課で聞かないといけないことだったかもしれないんですけども。今後の税収の見込みというか、先ほど地方財政の充実を求める請願書もあったんですけども、なかなか今後、人口減少だったり、ちょっと景気も不透明なところもあるということで、本市も2040年で、このままいけば7万7,000人ぐらいに人口も減ってくるんじゃないかなというような予測もあるんですけども、その中で何年後ぐらいまで現状において、この税収の見込みを検討されているかというところをお伺いできたらと思っています。

○税務課長（道場益男）税務課でちょっと答えられる範囲が限られておりますけれども、一応財政運営プログラムのほうで、平成32年度までの財政見通しを持ってございます。その中では、大体税収につきましても、現状の金額で推移するというようなことで見通しは立てているところでございますけれども、ちょっと各年におきましては、特殊な事情等も発生する可能性もございますが、今のところはそういった直近のところでは見通しを立てているところでございます。

○委員（松澤 力）ありがとうございます。平成32年までということで話を伺いましたので、また今後ある程度先々も見て、税収がどうなっていくかというところも非常に大事なことかなと思いますので、財政課のほうになるのかもしれませんけれども、またいろんな段階でこの現状の税収における危機感というか、人口減少における影響というのも見ていかないといけないかなというのも、皆さん思っていらっしゃると思いますので、また適宜いろんな形で情報を提供していただけたらありがたいと思っていますので、またよろしくお願ひします。

○委員長（帶田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時31分休憩

~~~~~

午後1時33分開議

~~~~~

○委員長（帶田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

△契約検査課の審査

○委員長（帶田裕達）次は、契約検査課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帶田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○契約検査課長（南 忠幸）所管事務につきまして、建設工事の入札執行状況の平成28年度の数値が確定しておりますので、総務文教委員会資料に基づきまして、説明いたします。

総務文教委員会資料の4ページをお開きください。

初めに、1の建設工事の状況ですが、(1)が年度ごとの入札状況で、入札執行件数と平均落札率でございます。

平成28年度は、一番下になりますけれども、一般競争入札及び指名競争入札、合わせまして259件を執行しまして、平均落札率は91.70%でございました。平成27年度と比較しますと、執行件数が14件減少し、落札率は若干上がっておりまます。

次に、(2)は、一般競争入札242件の工種ごとの開札状況です。

件数欄の中の破線の部分、工事品質評価型（成績条件付）につきましては、過去に受注された本

市の建設工事の成績評定の平均点を入札参加条件とするもので、125件で51.7%でございました。

6工種に条件を付しておりますが、過去の期間につきましては、発注件数等を考慮しまして、工種により4年間または6年間としております。

右から4番目の欄は、入札書比較価格の90%未満の額で応札があったときに、積算内容等を調査し落札者を決定するための施工体制調査の件数ですけれども、131件で54.1%でございました。

右から3番目の欄は、最低制限価格による失格の件数でございますが、ございませんでした。

右から2番目の欄は、不調の件数で9件ありますが、3件は施工体制調査により失格となり、6件は受注制限により無効となり、不調となったものでございます。

このうち4件は、後日、再度公告を行いまして、3件は落札し、1件は応札者がなくて中止となり、2件は随意契約を行い、3件は設計変更して再度公告の予定であります。

一番右端の欄は、同額での応札によります「くじ」での落札件数ですけれども、109件、45.0%で、発生率は前年度より若干減少しております。

次に、5ページをごらんください。

(3)は、一般競争入札242件における予定価格の金額区分別の発注件数の状況でございます。

1,000万円未満の工事が、142件で全体の約59%、1,000万円以上2,000万円未満の工事が67件で約28%、2,000万円以上の工事が33件で約13%となっております。

なお、予定価格3,000万円以上につきましては、原則、総合評価落札方式での発注ですが、表の一番右に3,000万円以上が1件ございます。これは、設計額のうち、機械器具費の割合が50%を超えており、かつ機械器具費を除いた残額が3,000万円未満の場合は総合評価ではなく、一般競争入札とする運用をしておりまして、これに該当する工事であったためでございます。

下の表2は、コンサル業務委託の状況で、全て指名競争入札で実施しておりますが、業務区分ごとの平均落札率、発注件数等でございます。

総発注件数が85件で、平均落札率が

91.69%となっております。平成27年度と比較しますと、発注件数は21件減少し、特に土木コンサルや補償コンサルが少なくなっており、落札率は全体では若干下がっております。

再入札につきましては、6件ございましたが、そのうち1件が予定価格に達せずに不調となっております。これにつきましては、その後、随意契約を行っております。

次に、6ページをお開きください。

上の表3が、一般競争入札の月別発注及び落札等の状況でございます。上のほうの折れ線が平均落札率、棒グラフが発注件数、下のほうの折れ線が入札参加率でございます。

平均落札率が一番低いのは、5月の88.20%で入札参加率も高くなっています。一番高いのは、11月の94.13%で入札参加率は低くなっている状況でございます。

また、発注につきましては、早期発注に努めるとともに、繰越明許費を活用しました15カ月予算の実施により、発注・施工時期の平準化を図っているところでございます。

下の表4は、工種別の平均落札率の状況でございます。2本の棒グラフの右が平成28年度、左が平成27年度でございます。下に、平成27年度との比較がございますが、建築一式は昨年度を下回っておりますけれども、その他は昨年度を上回っております。

各業者におかれましては、それぞれの経営方針に基づきまして、また損益分岐点等を考慮され、積算されての応札の結果であると認識しております。

次に、7ページをごらんください。

上の表5は、工事成績評定点の状況です。上のほうの折れ線の三角が最高点、ひし形が平均点、四角が最低点で、下のほうの棒グラフは成績評定を行った工事の件数でございます。

平成28年度の評定につきましては、最高点が94.0点、最低点は56.8点でございました。

その下の表は平均点の推移ですけれども、一番右の欄が各年度の平均点でございますが、平成28年度は76.77点で、年度の平均としては、これまでで最も高い点数となりました。

下の表6は、総合評価落札方式の実施状況でございます。予定価格3,000万円以上の工事を対

象としておりまして、平成28年度は25件を実施しまして、平均落札率は94.7%でございました。平成27年度と比較しますと、実施件数は11件増加し、落札率は若干上がっております。

右から3番目と2番目に、簡易型と特別簡易型とございますが、簡易型は設計額が1億5,000万円以上が対象で、特別簡易型は設計額が3,000万円以上を対象としております。

一番右に逆転件数とありますが、総合評価落札方式は、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価しまして、評価値として算出した数値が最も高い者を落札者とする方式ですが、逆転は、入札価格が最も低い者以外の者が落札者となった件数で、5件ございました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（帶田裕達）ただいま当局の説明がありましたら、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）入札制度を変えてから久しくなりますけれども、一応この工事の成績評価点というのが、やはりこうして76.77というかつてない形まで上がっているということは、施工会社含めて、意識の高揚だと思います。

ただ、いつも気になるのは、施工体制調査をして、くじ引きというのが非常に、依然として、この50%以上というのが続いているなんだけれども、仕事量も平成28年度、平成24年からするともう100件以上、非常に少なくなってきて、そしてやっぱり業者が集中する。仕事がないもんだから、やっぱりどうしても集中する。その積算というのは一つのそういうソフトを使っているから、大方数字を入れるから、そんなに1円まで同じような形が出る、こういう結果になっていると思うなんだけれども。やはり何ていうのかね、この方向がどうなのかなといつも思うなんだけれども、入札制度のあり方をいろいろ議論する中であるなんだけれども、そういうところはどう感じる。

○契約検査課長（南忠幸）おっしゃるとおり、ここ数年、施工体制調査によるくじが多くなってきている状況でございます。理由としましては、競争が激化していることに加えまして、委員がおっしゃるとおり、各業者におかれでは、積算能力

のほうが高い水準にありますことから、施工体制調査の審査基準額に相当する額で応札されるためで、施工体制調査になった場合は、この基準額が落札の適宜の判定ラインの下限になるために、この基準額と同額で集中して応札される場合が多いことから、くじになるというのが多くなっているということなんですけれども。

各業者におかれましては、それぞれの経営方針とかに基づきまして、損益分岐点等などを考慮されて積算されての応札と認識しているところでございますけれども、今後、引き続きさまざまな角度から隨時検証してまいりまして、業界の方々との意見交換等も行いながら、よりよい制度になるように、制度の拡充等を含めて、検討してまいりたいと思います。

○委員（上野一誠）今おっしゃるように、いろんな角度から、また業者の経営を含めて、改善ができる部分はしていったほうがいいと。この成績が上がっていること自体は、きれいな仕事をするようになったということだから、責任ある仕事をするようになったということだもんね。それには評価できるかなと。また透明性を欠く意味でも、そういう入札が行われているというふうに理解をしたいんだけれども、余りここがいつもひっかかる。

○総務部長（田代健一）解決策ということにはならなくても、現時点では所見でしかならないんですけれども、このくじが多いという件につきましては、二、三月ぐらい前だったかと思いますけれども、新聞のほうで全国的にもそういった傾向が見られるということで、各都道府県、自治体においても、これについては対応をいろいろと模索している状況で、例えば、予定価格の事前公表を改めるという方法をとるというようなところをやっているところもあるやに聞いているんですけども、それでも今その問題の部分というのが、積算制度がコンピューターのと、それから単価の入力等で物すごく高い制度で積算がなされるということが原因にございますので、それも根本的な打開策にはなってないということで、いろいろ公平性を保ちながら、かつ工事の品質を高いものにしながら、入札制度についてよりよいものにする努力というのはずっと不断に続けていくことが大事だというふうに考えておりますので、先ほど所管

課長が申し上げましたように、実際、入札に参加されます業者さんの意見なんかを取り入れながら、改善してまいりたいというふうに考えております。

○委員（上野一誠） 最後にしますけれども、要するに、くじとしてこの何年も仕事をもらってないという業者が一方では出てくるわけですよ、くじ運が悪かって。そうすると、いろんな資料は出すんだけれども、なかなか仕事をもらえない。そういう業者間において、いろんなこれがあると思うわけよね。ただ、そういうところも考えた場合に、仕事をとつてない業者含めて、やっぱりそういう分析も一方では必要なのかな。あるいは、災害においては、一応クラス関係なく、いろいろと入札は行くんだけれども、やっぱりもう一般的こういう土木なんか特にそういうもので、競争なのでね、いろんなの含めると、指名の仕方等含めて、やっぱりいろいろ不満が聞こえてくる分があるので、今、部長が言ったように、確かに全国的にこういうものが議論になっていると思うので、よりよい方向性があればなといつもこれ見るたびに思うんだけれども、先ほど部長が言った答弁で、よろしいんですけどもね。努力してください。

○総務部長（田代健一） くじということで、ランダムな部分というのはあるんですが、やはりどうしてもそのようにくじ運というか、なかなか当たらない業者さんというのも出てくるというのは確率ですから、あろうかと思います。先ほど申し上げた全国的な取り組みの中でも、その制限価格自体をランダムで調整をするというような手法を取り入れているところも試験的にあるようなんですが、それもやはり別の意味でのくじ的な要素を入れるにとどまる部分で抜本的な解決策にならないというところで、非常に難しいところであります、引き続き勉強してまいりたいと思います。

○委員長（帶田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達） 質疑はないと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後 1 時 4 9 分休憩

~~~~~

午後 1 時 5 0 分開議

~~~~~

○委員長（帶田裕達） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △防災安全課の審査

○委員長（帶田裕達） 次は、防災安全課の審査に入ります。

#### △議案第 93 号 平成 29 年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帶田裕達） それでは、審査を一時中止しておりました議案第 93 号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（寺田和一） 防災安全課でございますが、それでは、平成 29 年度第 1 回補正予算に係ります防災安全課所管の補正予算につきまして説明させていただきますので、お手元の予算に関する説明書第 1 回補正の 26 ページをごらんください。

まず、歳出でございますが、表の下の段の 9 款 1 項 6 目災害対策費につきまして、40 万円の増額をお願いするものです。

内容でございますが、説明欄に記載のとおり、地域防災組織育成事業補助金でございます。これが 40 万円で計上しております。

次に、歳入について説明させていただきますので、同じく資料の 14 ページにお返りください。

21 款 5 項 4 目雑入につきまして、40 万円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業補助金でございます。

この補正につきまして、詳しく説明いたしますが、今申し上げましたとおり、一般財団法人自治総合センターが平成 29 年度コミュニティ助成事業というものを募集をいたしまして、市内の 5 自治会から申請・応募がありまして、そのうち 1 団体、これは碇山自治会でございますが、同センターから助成決定の通知をいただきましたので、今回、地域防災組織助成事業補助金、並びに歳入では、コミュニティ助成事業助成金について、補

正予算を提出するものでございます。

以上で、平成29年度第1回補正予算の説明を終わります。

よろしく御審査賜りますよう、お願ひいたします。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議案第93号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるごとに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○防災安全課長（寺田和一）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時53分休憩

~~~~~

午後1時54分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

△原子力安全対策室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（松澤 力）本会議で井上議員もおっしゃっていたんですけども、本市の広報紙の中で、原子力のページを今回6ページほど入れていただいたということで、いろんなお立場があると思うんですけども、私としては、原子力の必要性を感じているので、市民に幅広く知っていただくというのは必要な取り組みだなと思っているんですけども、私の地域の中にも、いろんなお考えの方がいらっしゃって、地域の方によつては、公の広報紙の中に原子力の、ある程度、市が原子力を推進していくというのが強く出ているんじゃないかなという御意見というか、それをしっかりと聞いてくれという声もちょっといただいて、今回のそういう広報紙の中に入れられたというところのお考えをちょっと改めて伺えればと思います。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）従前、原子力広報ということで年4回ほど、原子力安全対策室のほうで編集しまして、発行しておりました。以前、各自治会長さん方からいただいていた意見の中に、配布物が多いという意見がございました。その中で私どもも、自治会長さん方の仕分け等の負担の軽減を図れればということで、広報室と協議をして、広報紙の中に織り込むというよう

なことをちょっと今回から試行させていただいております。

私どももいたしましては、原子力のこれまでの取り組みでありますとか、正しい情報を市民の方々にお伝えするということを考えまして、なるべく手にとっていただいて、目にしていただいて、読んでいただくことができるのかなということもありますて、今回から一緒に発行させていただくということを考えております。その点を御理解いただければというふうに考えております。

○委員（松澤 力）今、御説明いただきましたので、御質問があった自治会長には、そのような形でちょっと説明させていただきます。

○委員長（帶田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時57分休憩

~~~~~

午後1時58分開議

~~~~~

○委員長（帶田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（帶田裕達）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帶田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）特にございません。

○委員長（帶田裕達）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時59分休憩

~~~~~

午後2時00分開議

~~~~~

○委員長（帶田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

△会計課の審査

○委員長（帶田裕達）次は、会計課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帶田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○会計課長（脇園和文）特にございません。

○委員長（帶田裕達）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。

御苦労さまでした。

△監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（帶田裕達）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帶田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○監査事務局長兼公平委員会事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（帶田裕達）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帶田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終わります。

御苦労さまでした。

△議事調査課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、議事調査課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○議事調査課長（砂岳隆一）特に今回御報告する案件はございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。

御苦労さまでした。

[当局退室]

○委員長（帯田裕達）ここで、休憩します。

~~~~~

午後2時3分休憩

~~~~~

午後2時8分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための、2018年度政府予算に係る意見書の提出について

○委員長（帯田裕達）それでは、先ほど陳情第3号を採択すべきものと決定しましたので、ここでお諮りします。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための、2018年度政府予算に係る意見書の提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、この件を日程に追加して、これを議題にします。

まず、書記に意見書（案）を配付させます。

それでは、この意見書（案）について、御意見ありませんか。

○委員（上野一誠）これは修正して、陳情第8号の、それでいて14号が可決された部分ですよね。昨年な。そうすると、この8号の中に同様の8-2の欄に3ページで3を、この離島のあれは山間部というのを入れてあるわけな。これは全く同じ文章であるわけですね。だから、それがいろいろ解釈があって、3のところを削除して、こっちを採択されたと思うんだけれども、そういう解釈でいいよね。そうすると、意見出すときな、本陳情は、採択はして、意見書をやる場合は、ここ3番の削除するということはいいのかな。

○主幹兼議事グループ長（久米道秋）意見書の発議については委員会で決定することですので、内容については、委員会のほうで精査していただければと思います。

○委員（上野一誠）あるいは、ここを1、2、去年並みに同じようにやれば問題ないじゃないかな。どうけ。

○委員（永山伸一）もう一つ意見として、その意見書（案）の中ほど、陳情においては一応、内容的には、意見書（案）ですよ、今度の。陳情にもあったんですけども、それをそのまままたここに掲示してあって、複式学級の解消は極めて重要な課題であるということをうたってあったもんだから、3番に、複式学級解消に向けて適正な措置を講じるということで、案としてはなっているなんだけれども、この文言も、このまたから、この複式学級について触れているところについては、うちちはその複式学級を特に推進しているわけではないんだけれども、複式学級があるということについては、その解消に向けて、取り組みについては十分議論を重ねているところであるので、昨年度、ここのまたからですよ、ちょうど真ん中ですね。「また離島、山間部の多い鹿児島県においては」ですよ、鹿児島県全体の問題ですので、うちについては、「ここも極めて重要な課題あります」というところまでの4行、この文章も削減して、3番は削除という形はどうですかね。

○委員長（帯田裕達） それでは、意見書（案）に、ただいま申し上げました変更箇所を反映する必要がありますが、この修正については、正副委員長に一任いただくこととし、委員会として、本意見書（案）を本会議に提出したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（帯田裕達） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

---

△地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○委員長（帯田裕達） 次に、採択すべきものと決定した請願第2号関係になりますが、ここでお諮りします。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。

よって、この件を日程に追加して、これを議題にします。

意見書は、請願書の内容と同様でありますので、朗読は省略します。（巻末に意見書（案）を添付）

それでは、この意見書（案）について、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 御意見はありませんので、文言等の軽微な修正については、委員長に一任いただくこととし、委員会として、本意見書（案）を本会議に提出したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

---

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（帯田裕達） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（帯田裕達） 次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中に現地視察等の予定はありませんが、委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を正副委員長に一任いただきたいと思います。

については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。  
よって、そのように決定しました。

---

△閉会

○委員長（帯田裕達） 以上で、総務文教委員会を開会いたします。

大変御苦労さまでございました。

---

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（帯田裕達） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。

## 【卷末資料】

請願・陳情文書表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                 |       |                  |  |  |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------|------------------|--|--|--|
| 受理番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 請願第 2 号                                         | 受理年月日 | 平成 29 年 6 月 12 日 |  |  |  |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書                     |       |                  |  |  |  |
| 請 願 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 薩摩川内市神田町 3 番 22 号<br>薩摩川内市職員労働組合<br>執行委員長 外山 律子 |       |                  |  |  |  |
| 紹介議員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 持原 秀行                                           |       |                  |  |  |  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                 |       |                  |  |  |  |
| <p>地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。</p> <p>一方、地方公務員を始めとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。</p> <p>こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながることが危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」と併せ、地方交付税制度を利用した国の政策遂行は、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。また、「骨太方針 2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を 2020 年度（平成 32 年度）までに倍増させるという目標が掲げられているが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できない。</p> <p>本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。</p> <p>このため、2018 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民の生活実態に即した歳入・歳出需要を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。</p> <p>公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2018 年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、次のとおり措置されるよう、貴議会において、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を政府関係者に提出いただくとともに、請願内容の実現に向けて強力な働きかけをお願いする。</p> |                                                 |       |                  |  |  |  |

#### 記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を始めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015 年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地

方交付税算定の在り方を引き続き検討すること。

- 5 地域間の財源偏在性のは是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。

- 6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」、「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例 の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対 策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

|      |                                                                  |       |            |
|------|------------------------------------------------------------------|-------|------------|
| 受理番号 | 陳情第3号                                                            | 受理年月日 | 平成29年5月22日 |
| 件名   | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るために、2018年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情 |       |            |
| 陳情者  | 薩摩川内市平佐町4820番地6<br>黒木 健史                                         |       |            |

#### 要旨

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。公益財団法人連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書において、7～8割の教員が一月の時間外労働が80時間（過労死ライン）となっていること、1割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされた。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働は正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせない。

また、離島・山間部の多い鹿児島県においては2学年の子どもが一つの学級で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えない。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は極めて重要な課題である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

こうした観点から、2018年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国と関係機関へ意見書を提出されるよう陳情する。

#### 記

- 1 子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 帯田裕達